(二) 假病ノ徒出不可
以テ廿六日先ツ坑夫一坑ニ付一名ノ総代ヲ選出セシメ右総代ト円満解
決ス。

記

一、既定ノ賃金ハ当分ノ間之ヲ据置キ尚ホ現状維持ス。
二、既定ノ出炭率男女ノ別ヲ撤廃スルコト。
三、請負賃金ハ各種作業ノ能率ヲ主トシ標準トシテ増
減スルコト。
但シ本日ヨリ向フ一ヶ年ノ分ハ既定ノ通リトスルコト。
四、損耗ノ物品ハ適当ニ計量シテ渡スコト。
五、会社ハ米価ニ依リ賃金ノ不利益ヲ生ジタル時ハ相当ノ
応シテ補給ノ方法ヲ講ズルコト。

六、從前ノ各組ハ従来ノ通リ存続セシムルコト。
又、本問題解決ニ付テハ各位互ニ相互ニ交渉ヲ為シ尚ホ再
ビ斯ル問題ノ起ラザル様各自注意スルコト。

(四)、小樽道出張所、北海道炭礦汽船株式会社夕張礦業所大新坑、(七、三〇一八二〇)
従業員、男四、四四四名 女二、三九九名 計四、三八三
参加者、男九二名
争議經過、
本坑礦夫ハ一番方二番方ニ通ジ昇坑シ七月三十日一番方就業坑
夫ハ同盟罷業ヲ謀リシ要求ヲ提出シ是等ノ者ハ入坑ヲ拒ミ翌日ノ番方二
番方ニ於テ更ニ之ヲ撤回シ同盟罷業ヲ続行セリ(添付十九号)
要求事項、